

紀の川市立粉河小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和元年 5月 1日

1 いじめ防止対策に関する基本方針

①基本理念

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

②いじめの理解

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

③学校の責務

すべての児童が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員が一体となり、保護者や地域と連携を図りつつ学校全体でいじめの未然防止に努める。

また、早期発見に努め、いじめの疑いのある事案があった場合は、迅速適切に対処するとともに、再発防止に努める。

2 いじめ防止の基本事項

①いじめ未然防止

- ・児童の相互理解を深め、それぞれの人間関係の適正化を自らが行える取り組みを、学校、学級での活動を通じて推進する。(児童会・学級会等の活性化)
- ・特別の教科道徳をはじめとして、学校の全課程を通じて人権教育の充実にあたり、受容的な雰囲気と、規律を重んじる集団づくりを「心の育成」と位置づけ推進する。
- ・一人ひとりを大切にし、児童が自己肯定感を高めていけるような授業づくりに努める。
- ・本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、学校運営協議会や民生児童委員会を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。
- ・児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、外部の専門家等を招き、インターネットの利用の

際のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

②いじめ早期発見のための手立て

- ・積極的に声をかけることで児童との確かな信頼関係を構築し、個別に話を聴くことのできる機会をつくる。(個別面談期間の設定。年間2回)
- ・年間3回の全校へのアンケート調査の実施、分析、支援・指導。
- ・学級ごとになかよしアンケート調査の実施、分析、支援・指導。(隔週水曜日)
- ・必要に応じ、学年毎のアンケート調査を実施、分析、支援・指導。
- ・生徒指導担当者を中心に、教員相互の情報共有を図り、児童の様子の変化や状態把握に努める。

③教職員の資質向上

いじめに関する校内研修を実施し、いじめに対する意識の向上と現状把握を行う。

④インターネット等を介して行われるいじめ事象への対応

ネットを介してのいじめは、匿名性の高さや情報流通性の高さなどの特性を踏まえ、防止のために必要な啓発活動を進める。

3 いじめ対応の組織等

①いじめ問題対応の組織として、「粉河小学校いじめ対策委員会」を学校に置く。

②構成員は下記のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導担当教員、教務、養護、学年主任 (S.C.、S.S.W.、保護司、学校医)
() 内は必要に応じて

※個人情報であることをしっかり周知し、情報の漏洩防止を徹底する。

③定例会は、原則として年間3回以上開催する。

④本委員会で協議する主な内容等

- ・期間内の児童の情報交換。
- ・全校及び学年、学級のアンケート調査等実態把握について。
- ・各学期の欠席5日以上または、遅刻回数の多い児童の様子。

4 いじめ事案発生時の対応

①情報

- ・本人からの訴え、児童からの訴えや報告、保護者からの訴えや報告、地域からの通報等があった場合。

②24時間以内の対応

- ・「粉河小学校いじめ対策委員会」を緊急招集し対応を確認決定をする。
- ・いじめを受けた児童の安全確保を最優先し、事実関係の把握をし、心のケアを見据え全面的な支援をする。
- ・いじめた児童からの事実確認を行う。
- ・周囲の児童からの聴き取り、事実関係の確認を行う。

- ・保護者との連携を密にし、事実関係の報告を行い、信頼関係の構築に努める。
- ・「いじめ対策委員会」を通じ、教育委員会、必要に応じ関係諸機関へ報告及び連絡を取る。

③ 1週間以内の対応

- ・いじめられた児童の支援を行う(プロジェクトチーム＝当該児童と関わりの深い教師集団)
- ・いじめた生徒への指導、援助をする。(いじめの態様に応じて)
- ・保護者との連携を密にする。(指導方針の伝達・協働意識の向上)
- ・学級での指導を行う。(当事者意識の高揚等)

④ 解決まで継続すべきこと

- ・いじめられた児童の安心・安全な登校の保障をする。
- ・いじめた児童の規範意識の育成と人間関係づくりの改善する。
- ・被害者、加害者保護者と連携し、家庭教育力の向上をめざす。

⑤ その後

- ・いじめ未然防止の取り組みを一層前進させる。

5 重大事案発生時

- ①教育委員会に報告する。
- ②教育員会と協議のうえ、重大事案対処のための組織設置する。
- ③重大事案について、②の組織により調査を行う。
- ④調査結果を教育委員委へ報告するとともに、いじめられた児童の保護者に対して適切な情報提供を行う。

6 いじめ対策年間計画

月	アンケート調査	個人面談	研 修	校内いじめ問題対策委員会
4				年間計画作成
5		家庭訪問		
6				研修計画
7	○	○		
8			○	
9				
10				
11	○			
12		○		教職員アンケート
1				
2	○			学校評価
3		○		
随時				いじめ事象があれば招集

※なかよしアンケート調査の実施・分析・支援・指導（隔週水曜日）

※ケース会議 学期に2回（低・中・高学年別）